



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ  
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一  
(コード番号:4744 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和  
(電話番号:03-5733-5904)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 株主総会の決議を機動的に行うことができるよう、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります(第15条 2)。
- (2) 社外取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外役員の責任を会社法で規定する額に限定する契約を締結できる旨の規定を、定款第28条(社外取締役との責任限定契約)および第39条(監査役との責任限定契約)に新設するものであります。なお、定款第28条(社外取締役の責任限定契約)の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成27年6月18日

定款変更の効力発生日：平成27年6月18日

(変更の内容)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を持って行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>第19条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を持って行う。</p> <p><u>2 特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>第19条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第28条 当社は、社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>第30条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第39条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

以上